

第5回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和4年6月8日提出

I 件数 16件

【内訳】議案 10件 (条例関係3件、予算関係1件、その他6件)
報告 6件 (予算繰越関係5件、専決処分関係1件)

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第67号	公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定 について
--------	---------------------------------------

【趣旨】

公職選挙法施行令の一部改正により選挙運動費用に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、国に準じて限度額を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 経過

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、人件費、物価変動等を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うこととしている。

今回の見直しは、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げがされた。

(2) 改正条例

- ・南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例 (第1条関係)
- ・南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例 (第2条関係)
- ・南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 (第3条関係)

(3) 改正内容

① 選挙運動用自動車の使用に関する公営の限度額（第1条関係）

区分（1日につき）		改正後	改正前
一般運送契約 （タクシー等）	自動車借入	変更なし	64,500円
一般運送契約以 外の契約	自動車借入	16,100円	15,800円
	燃料代	7,700円	7,560円
	運転手	変更なし	12,500円

② 選挙運動用ポスターの作成に関する公営の限度額（第2条関係）

区分	改正後	改正前
印刷費（1枚当たり）	405円99銭	393円80銭
企画費	237,188円	232,875円

③ 選挙運動用ビラの作成に関する公営の限度額（第3条関係）

区分	改正後	改正前
印刷費（1枚当たり）	7円73銭	7円51銭

2 施行日 公布の日

3 適用区分 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 6 8 号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策としての国民健康保険税の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、令和 4 年度においても継続するもの。(附則第 2 1 項関係)

(1) 減免の基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った世帯 (減免額：全部)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯 (次の全てに該当する場合) (減免額：全部又は一部)
 - ア 令和 4 年中の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の 3 割以上
(令和 4 年中の事業等の収入見込額が前年中の収入の 7 割以下)
 - イ 前年中の合計所得が 1, 0 0 0 万円以下
 - ウ 減少する収入以外の前年の所得金額が 4 0 0 万円以下

(2) 減免の対象とする国民健康保険税

令和 4 年度分の国民健康保険税であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されているもの。

2 減免の対象となる世帯数

令和 4 年 4 月 7 日現在の令和 3 年度賦課状況では、国民健康保険税の世帯 1 1, 0 4 0 世帯のうち、東日本大震災等による全額減免が 8, 7 0 5 世帯であることから、減免の対象となる課税世帯は 2, 3 3 5 世帯の見込みである。

3 減免実績

- (1) 令和元年度：1 世帯・ 4 4, 7 0 0 円 (収入減少 1 世帯)
- (2) 令和 2 年度：2 世帯・ 1 8 7, 5 0 0 円 (収入減少 2 世帯)
- (3) 令和 3 年度：3 世帯・ 8 8 8, 0 0 0 円 (収入減少 1 世帯・ コロナ感染 2 世帯)

4 施行日 公布の日 (令和 4 年 4 月 1 日から適用)

議案第69号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策としての保険料の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、令和4年度においても継続するもの（附則第18項関係）

（1）第1号被保険者の保険料減免基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者（減免額：全部）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第1号被保険者（減免額：全部又は一部）
 - ア 令和4年中の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の3割以上
 - イ 減少する収入以外の前年の所得合計額が400万円以下

（2）減免の対象とする保険料

減免の対象となる第一号被保険者の保険料は、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの。

2 減免の対象となる第一号被保険者数

令和4年3月31日現在、第一号被保険者数22,243人のうち、東日本大震災による全額減免が18,188人であることから、減免の対象となる第一号被保険者数は4,055人の見込みである。

3 減免実績

令和3年度まで実績なし

4 施行日 公布の日（令和4年4月1日から適用）

《補正予算関係》

議案第70号 令和4年度南相馬市一般会計補正予算について

《その他》

議案第71号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和2年第8回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的		社会資本整備総合交付金事業（復興）道路改良舗装 （1－7号線 第2換地区外）工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市鹿島区南柚木字水神下地内外
契約金額	変更前	421,789,500円
	変更後	431,745,600円
	増額する額	9,956,100円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>舗装補修工の追加変更</p> <p>令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、舗装済みの路面にクラック等が多数発生したことから、復旧工事を行うため、舗装補修工を追加変更するもの。</p> <p>舗装補修工 L=2,473m</p>

【施工場所位置図】



議案第72号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	小高川ポンプ場改築（2期）電気設備工事
施工場所	南相馬市小高区大井字観音前地内
契約の金額	236,500,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和7年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号 東芝インフラシステムズ株式会社 東北支社

【予定価格】

予定価格	236,553,900円（消費税を含む。）
落札率	99.98%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	見積合わせ	備考
東芝インフラシステムズ株式会社 東北支社	217,000,000円	215,000,000円	落札
安川オートメーション・ドライブ株式会社 東北営業所	辞退		

【工事概要】

電気設備工事

1. 負荷設備 動力制御盤の改築 一式
2. 特殊電源設備 無停電電源装置の改築 一式
3. 監視制御設備
現場操作盤, 補助継電器盤, 監視操作盤, 伝送装置盤の改築 一式
4. 計装設備 水位計の改築 一式

【施工場所位置図】



議案第73号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	小高川ポンプ場改築（2期）機械設備工事
施工場所	南相馬市小高区大井字観音前地内
契約の金額	239,800,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和7年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号 株式会社日立インダストリアルプロダクツ 北部支店

【予定価格】

予定価格	242,236,500円（消費税を含む。）
落札率	98.99%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社日立インダストリアルプロダクツ 北部支店	218,000,000円		落札

【工事概要】

雨水ポンプ場機械設備更新

主ポンプ用原動機 2台

主ポンプ用減速機 2台

議案第74号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市民プール建設建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区桜井町二丁目地内
契約の金額	858,000,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和5年10月28日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

【予定価格】

予定価格	860,640,000円（消費税を含む。）
落札率	99.69%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
東北建設株式会社	780,000,000円		落札

【工事概要】

建築工事

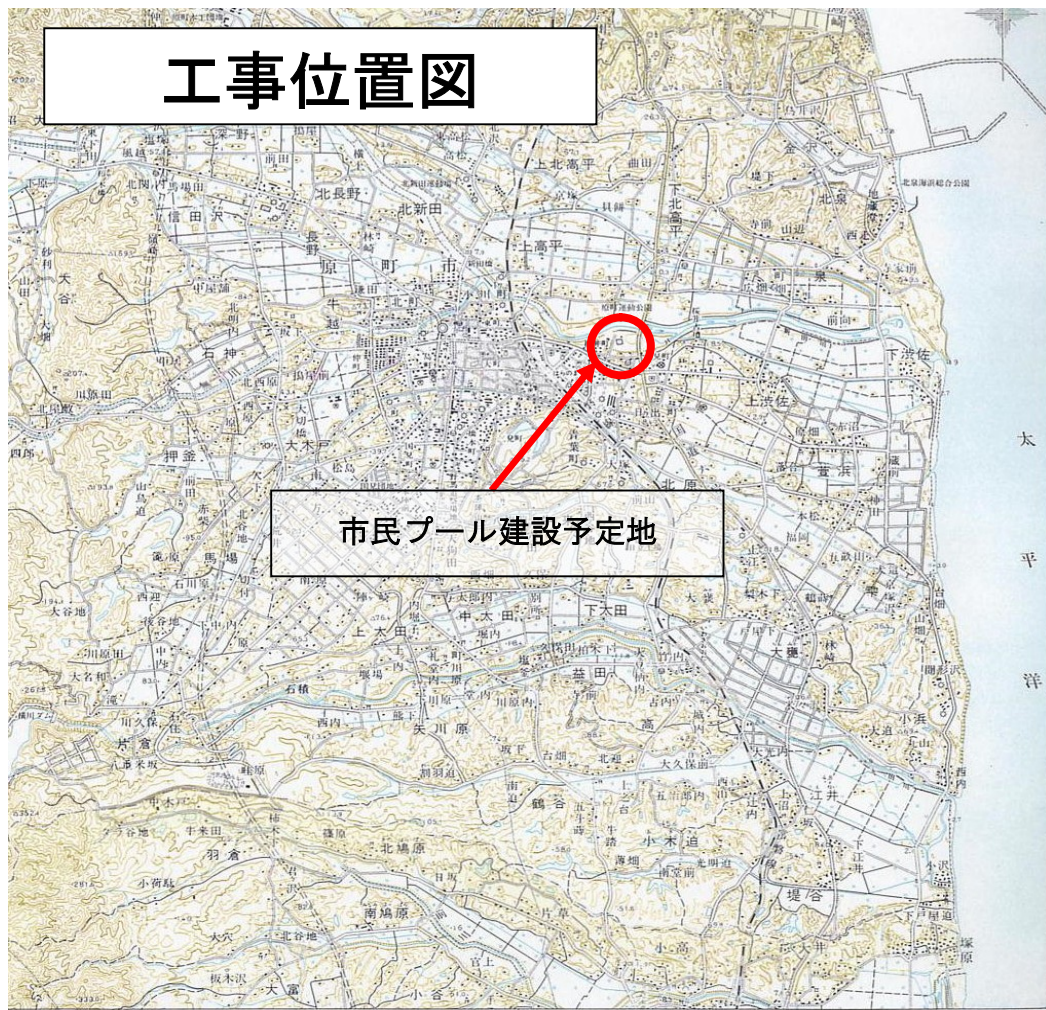
屋内プール 新築

構造：S造 A=1,638.12 m²

主要用途：水泳場

外構工事

【施工場所位置図】



【外観イメージ図】



議案第75号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	南相馬市民プール建設機械設備工事
施工場所	南相馬市原町区桜井町二丁目地内
契約の金額	344,850,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和5年10月28日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区金沢字堤上138番地の1 伊藤冷機工業株式会社

【予定価格】

予定価格	344,850,000円（消費税を含む。）
落札率	100%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回 入札額	第2回 入札額	第3回 入札額	見積合わせ	備考
伊藤冷機工業株式会社	316,600,000円	315,700,000円	315,000,000円	313,500,000円	落札
恒栄総合設備株式会社	316,700,000円	316,000,000円	315,500,000円		
株式会社セントラル住設	320,680,000円	316,000,000円	315,500,000円		
糸井熱機株式会社	324,000,000円	316,000,000円	辞退		

【工事概要】

空調設備工事 1式 換気設備工事 1式 温水設備工事 1式
 床暖房設備工事 1式 自動制御設備工事 1式 衛生器具設備工事 1式
 給排水設備工事 1式 給湯設備工事 1式 プール排水設備工事 1式
 プールろ過設備等工事 1式 消火器設備工事 1式

議案第76号 財産の取得について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	令和4年度被災地域農業復興総合支援事業 農業用機械購入その1
取得する動産及び数量	コンバインなど6台
取得金額	52,787,900円(消費税を含む。)
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和4年9月30日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目163番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

【予定価格】

予定価格	58,028,300円(消費税を含む。)
落札率	90.96%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社南東北クボタ 原町営業所	47,989,000円		落札
株式会社JAふくしま未来サ ービス 原町農機センター	48,200,000円		

【購入明細書】

No	機種名	型式等		数量	貸付予定組織
1	自脱型コンバイン	ヤンマーアグリ株式会社	YH6101QXJ PU-YM	1	株式会社荻の杜 (原町区)
2	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR6115SX-P FQW-C	1	合同会社みさき未来 (小高区)
3	播種機 (アタッチメント)	TUME 社	CK3000,JH	1	
4	グレンコンテナ	株式会社タイショー	UMK31-H45 CL	1	
5	自脱型コンバイン	井関農機株式会社	HJ6130ZCA LHW	1	農事組合法人 うらざとファーム (小高区)
6	グレンコンテナ	株式会社熊谷農機	SCA-15F5BT C	1	
合 計				6	

≪ 報告 ≫

報告第4号 令和3年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和4年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 農業水利施設等保全再生事業（対策工）ほか （全7事業）

繰越額 4,015,836,189円

報告第5号 令和3年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和4年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 戸籍住民基本台帳一般経費ほか （全45事業）

繰越額 2,874,007,039円

報告第6号 令和3年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和4年度へ事故繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 水道事業会計補助金（東日本大震災対策事業）ほか （全7事業）

繰越額 1,467,761,559円

報告第7号 令和3年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和3年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和4年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 配水設備事業 (全2事業)
繰越額 267,478,780円

報告第8号 令和3年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和3年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和4年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 管渠整備事業ほか (全4事業)
繰越額 484,649,000円

報告第9号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第7号 工事請負変更契約の締結について 令和4年5月12日専決】

1 専決処分の理由

令和2年第8回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和4年5月12日付けで専決処分したものを。

2 変更契約の内容

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）道路改良舗装（1-7号線 圃場整備地区外）工事	
契約の相手方	南相馬市 鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社	
施工場所	南相馬市鹿島区南柚木字八久々沢地内外	
契約金額	変更前	189,200,000円
	変更後	193,099,500円
	増額する額	3,899,500円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	排水構造物工、舗装補修工の変更	<p>令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、設置済みの水路が損傷し、舗装済みの路面にクラック等が多数発生したことから、復旧工事を行うため、排水構造物工及び舗装補修工を追加変更したものを。</p> <p>排水構造物工 L=108m 舗装補修工 L=262m</p>

【施工場所位置図】

